

# 【ドライブイン】 チェックリスト

申請者：

申請地：

申請代理者：

連絡先：

## ●申請該当要件

		チェック	
		申請者	郡山市
位置図、区域図	市街化区域からの距離が道程でおおむね500m以上離れていること（用途地域への適合等により当該市街化区域へ建築することが不可能である場合は、市街化区域内の申請地に最も近い建築可能な土地からの距離とする。）		
	対象とする道路は、原則として高速自動車国道、一般国道及び主要地方道である県道であること		
周辺建築物用途別現況図 (半径500m以内のもの)	同種施設間（休憩施設、給油施設、道路管理施設の別とする。）の距離が道程でおおむね500m以上離れていること。なお、店舗部分がある休憩施設については、店舗内容と同種の施設も対象とする。同種施設がある場合は着色すること		
土地登記事項証明書	敷地面積が500㎡以上であること		
公図写し	土地所有者、地目、地積を確認		
敷地求積図・境界確定図			
現況図	対象とする道路は、原則として高速自動車国道、一般国道及び主要地方道である県道であること		
土地利用計画図	駐車スペースは、客席2に対1以上設けること。また、大型バス等の駐車スペースを十分考慮した土地利用計画であること。		
建物平面図、立面図、建物求積図	建築物は平屋建てとし、延べ面積は150㎡以上とすること		
	休憩施設には、手洗い所、便所を設けること		
	休憩施設には、座席数を20席以上確保すること		
	物品の販売等については、施設の一部を利用して物品の販売を行うもので、販売対象が施設利用者に限定されること		
	物品の販売等に係る床面積は、建築物全体の延べ面積の2分の1未満とする。農産物直売所に係る面積は、物品等に係る床面積に含める。農産物直売所は申請者自らが販売するものに限る。		
	事務所等の共用部分については、休憩に係る部分とその他の部分とで面積按分をする。物販の棚・保冷庫については、それらを利用するために必要な通路として、その前面に60cm幅以上の通路を確保して店舗の延床面積に算入すること		
	建築物は一体の構造で、外観上単独の物品の販売等に係る店舗に見える構造は認めない		
	休憩に係る部分の出入口は独立したものであること		
休憩施設（ドライブイン）であることがわかる看板を設置する計画が確認できること			
申請者の登記事項証明書			
申請者の定款	申請者が法人の場合		
申請者の住民票	申請者が個人の場合		
現況写真	土地現況、周辺状況の確認		

※証明書、公図写し等：発行から3ヶ月以内。正本には原本を添付すること。

※申請者の押印が必要な書類については、実印を押印（印鑑証明書添付）

※開発行為の許可（29条）の場合は、加えて、開発許可申請添付書類が必要

※正副各1部